【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年６月29日
【会社名】	伊勢湾海運株式会社
【英訳名】	ISEWAN TERMINAL SERVICE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　後藤　正三
【本店の所在の場所】	名古屋市港区入船一丁目７番40号
【電話番号】	(052)661-5181　（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　髙橋　昭彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市港区入船一丁目７番40号
【電話番号】	(052)661-5181　（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　髙橋　昭彦
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

1【提出理由】

平成30年６月28日開催の当社第95回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

① 期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金11円　　総額285,174,318円

② その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　900,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　900,000,000円

第２号議案　取締役２名選任の件

取締役として、髙橋昭彦及び菅野孝一を選任するものであります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役として、中野正芳、水野聡及び中村誠一を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案	210,129	181	－	（注）１	可決　（99.91%）
第２号議案				（注）２	
髙橋　昭彦	209,640	670	－		可決　（99.68%）
菅野　孝一	209,788	522	－		可決　（99.75%）
第３号議案			－	（注）２	
中野　正芳	209,670	310	330		可決　（99.70%）
水野　聡	209,688	292	330		可決　（99.70%）
中村　誠一	189,801	20,179	330		可決　（90.25%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上